

平成26年8月1日

デジタルハリウッド株式会社
代表取締役 鳩越 憲一 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

理事長 吉川萬里子



ご連絡

本協会は、貴社に対し平成26年4月30日付申入書、平成26年6月19日ご連絡を送付し、貴社からは平成26年5月30日付、平成26年7月4日付でそれぞれ回答書をいただきました。ご対応ありがとうございます。

本協会にて貴社からの回答書を検討した結果、下記のように思料しますので、ご連絡申し上げます。

つきましては、下記の点について、平成26年8月25日までに書面にてご回答いただきますようお願い致します。

なお、本「ご連絡」並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを念のため申し添えます。

記

第1 貴社変更案第10条1項について

貴社の受講約款変更案第10条1項には「申込者は、契約が成立した日以降、やむを得ない事由が生じたときは、当該講座に関する全ての契約を解約することができます。」との規定があります。

しかし、貴社と受講申込者との間の本件受講契約は、平成26年4月30日付申入書でも指摘しましたとおり、貴社が受講申込者に対して講習及び指導等を行い、受講申込者はこれに対してその対価を支払うことを主たる目的とする準委任契約であると考えられますので、民法上、やむを得ない事由があるか否かにかかわらず、各当事者は「いつでもその契約を解除することができる」とこととされています（民法656条、651条）。

この点、貴社からも、平成26年5月30日付回答書において「実際の中途解約の対応については、申込者の自己都合による場合を含め第2項に定める方法により返金を行っている」「（現行約款第9条3項の条項は）申込者の身勝手な自己都合による解約を防止する目的でしかない」旨のご回答をいただいております。同回答内容から推察すると、貴社におかれでは、上記準委任契約の趣旨にのっとり、解約希望者から申し出があれば、解約事由の如何にかかわらず、運用上、実際は同様の対応をなさっているものとは思料いたしますが、貴社変更案第10条1項の上記規定は、申込者による中途解約を

「やむを得ない事由が生じたとき」に限定することにより、中途解約しようとする消費者に解約することをためらわせ、本来、自由に認められるべき消費者からの契約解除権を一方的に制限しようとするものと考えられますので、民法の規定による場合に比して消費者の権利を制限し、消費者に一方的に不利な条項であると言わざるを得ません。

従いまして、上記変更案第10条1項の規定中、下線部分「やむを得ない事由が生じたときは、」の文言を削除するよう求めます。

第2 貴社変更案第10条3項について

貴社の受講約款変更案第10条3項には「設備・教材費：本校所定の方法により計算した既経過期間に相当する部分の使用料を控除した残額を返還します。」との規定がありますが、「本校所定の方法」とは、いかなる計算方法なのか不明であり、中途解約を検討する消費者が予めその金額を知ることができませんので、具体的に計算式を記載する等、受講契約中に明示することを求めます。

第3 貴社変更案第10条4項について

貴社の受講約款変更案第10条4項には「申込者は、未使用の教材等がある場合でも、本校に買取等を請求することはできないものとします。」との規定がありますが、この規定は、教材費について、学習指導の開始日から学習指導カリキュラム修了の日の間に申込者が解約を行った場合、既経過期間に相当する部分の使用料を控除した残額を返還する旨を定めた貴社変更案10条3項の規定と矛盾しますので、貴社変更案第10条4項の上記規定は削除することを求めます。

以上

(本件に関する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101
公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
TEL: 03-5614-0543
FAX: 03-5614-0743